

環境省における再生方策等の取組状況

有明海・八代海等の再生のため、必要な調査や知見の収集、評価委員会の運営を行います。

1. 事業目的

- ① 有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下「委員会※」という。）において再生に係る評価を行うために必要な調査や科学的知見の収集を継続的に実施する。
- ② 得られた情報を解析・整理し、継続的に委員会に提供することで、委員会における再生方策の検討を支援する。
※委員会：有明海・八代海等再生特別措置法第24条に基づき環境省に設置

2. 事業内容

有明海・八代海等においては、二枚貝の漁獲減少、赤潮の発生による養殖魚類の被害やノリへの影響等の問題が生じています。

委員会報告（平成29年3月）で「今後の課題」が具体的に示され、当面の再生の目標時期を概ね10年後としました。また、有明海・八代海等再生特別措置法に基づく基本方針（平成30年9月変更）に、新たな再生方策等の具体的な取組を盛り込み、関係省庁等で取組を進めています。

委員会報告から5年後となる令和3年度は以下について実施するとともに、評価委員会における中間とりまとめを行います。

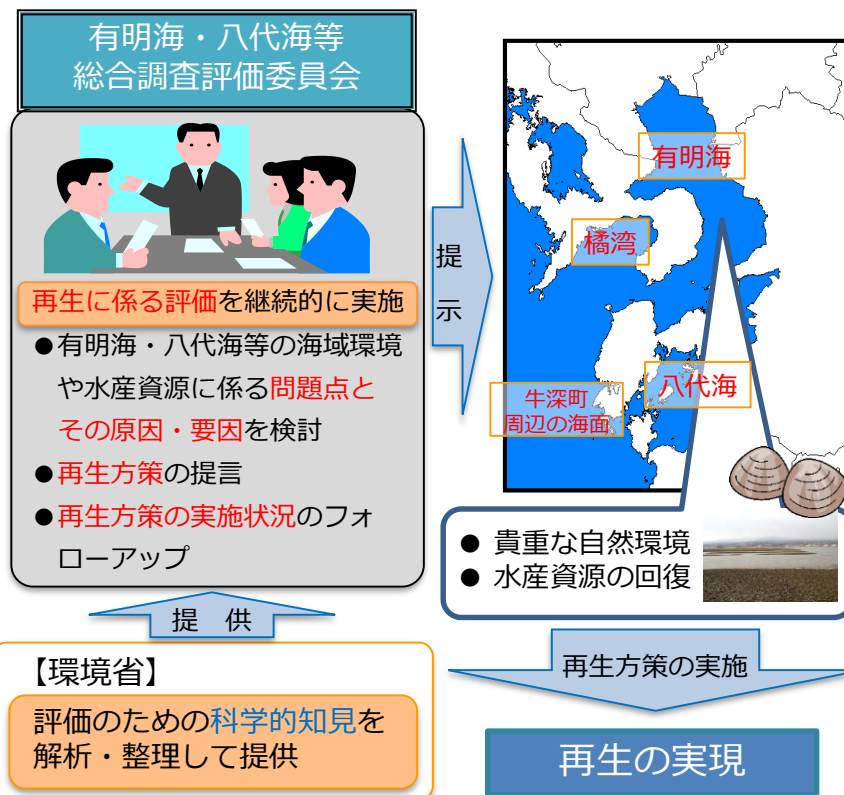
- ①水環境特性と生物の生息状況との関係に係る分析等の実施
- ②再生に係る評価のための科学的知見を解析・整理して委員会に提供
- ③委員会の事務局の運営
- ④委員会の検討状況等を関係県・漁業団体へ説明

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・研究機関等
- 実施期間 平成19年度～

- ・水産資源と水環境特性との関係に関する調査
- ・水環境の再生等に関する調査
- ・水環境観測データ等の蓄積・分析

4. 事業イメージ





【令和3年度予算(案) 170百万円 (3,695百万円)】

【令和2年度3次補正予算3,525百万円】

海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

(補助率)

- 地域計画策定事業(都道府県のみ)・・・補助率 1/2、定額※①
※①流域圏を含む地域計画を策定する場合は10百万円を上限とする補助。
- 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10、定額※②
北朝鮮由来の確認漂着木造船については補助率 9.5/10～8.5/10
※②漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

さらに、自治体負担分の8割(確認漂着木造船は10割)が特別交付税で措置。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県(市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業)
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ

